

○学校法人駒澤大学役員報酬等支給基準

令和2年4月1日

制定

(目的)

第1条 この基準は、学校法人駒澤大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第62条の規定に基づき、学校法人駒澤大学（以下「本法人」という。）役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、本法人において勤務することが常態である者又は本法人の教員若しくは職員の身分を有する理事を、学内理事という。
- (3) 理事のうち、学内理事以外の者を、学外理事という。
- (4) 監事のうち、学校法人駒澤大学寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第10条により選任された者を、常勤監事という。
- (5) 監事のうち、常勤監事を除く監事を、非常勤監事という。
- (6) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員の報酬等には、本法人の教員又は職員の身分に応じて給与規程等により支給するものを含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 学内理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 常勤監事 報酬（年俸制）
- (3) 学外理事及び非常勤監事 報酬、賞与

2 寄附行為第63条第5項の定めにより評議員会の承認が必要な場合は、この限りではない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 学内理事に対する報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める額

2 常勤監事に対する報酬等の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 年俸制とし、別表第4に定める額

3 学外理事及び非常勤監事に対する報酬の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第5に定める額
- (2) 賞与 別表第6に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月25日支給とする。ただし、常勤監事の報酬（年俸制）については、別表第4に定める額の12分の1の額を毎月25日に支給する。年俸を12で除した際に百円未満の端数が生じた場合は、最初に支給する月の額に合わせて支給するものとする。（ただし、当日が休日に該当する場合には前日に繰り上げて支払う。）
- (2) 賞与 毎年6月、12月及び3月
- (3) 退職慰労金 退任と同時に全額支給することを原則とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振込により、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに就任した学内理事、学外理事及び非常勤監事の報酬等は、就任した月より支給する。

2 学内理事、学外理事及び非常勤監事が退任し、又は解任された場合の報酬等は、退任した月をもって終了する。

3 常勤監事の報酬等は、就任又は退任した日の属する月に限り年俸を月額に換算した額の30分の1を1日分の支給額とし、支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を本法人が負担又は支給する。

(特別支払)

第8条 役員が死亡したときは、当月分の役員の報酬等を遺族に速やかに支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(備え置き)

第10条 本法人は、この基準をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準を記載した書類として、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置く。

(補則)

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1 学内理事の報酬（月額）

役職名	報酬の額
理事長又は教員の身分を有しない総長	①基本給は、教員俸給の最高号俸に20,000円を加えた769,000円とする。 ②職責手当は、学部長手当の倍額の142,000円とする。
教員の身分を有する総長、副理事長、執行理事（駒澤大学統括担当）	職責手当は、学部長手当の倍額の142,000円とする。
執行理事（駒澤大学統括担当を除く）	職責手当は、事務部長手当の倍額の132,000円とする。
学部長等及び法曹養成研究科長のうちから選任された理事 高等学校長のうちから選任された理事	職責手当は、30,000円とする。

別表第2 学内理事の賞与

役職名	賞与の額
理事長又は教員の身分を有しない総長	賞与支給基準に準じて、当該年度毎の教職員の支給条件を上限とし、毎年度理事会において決定する。

別表第3 学内理事の退職慰労金

役職名	退職慰労金の額
理事長又は教員の身分を有しない総長	駒澤大学教職員退職金支給規程に準じて「基本給×勤続年数に対応する支給率」を上限とし、その都度理事会において決定する。

別表第4 常勤監事の報酬（年額）

役職名	報酬の額
常勤監事	7,000,000円

別表第5 学外理事及び非常勤監事の報酬（月額）

役職名	報酬の額
学外理事及び非常勤監事	50,000円 理事会以外の会議等に役員として出席した場合、理事会と別日開催に限り、1日あたり10,000円を加算する。

別表第6 学外理事及び非常勤監事の賞与

支給対象	賞与の額
夏期賞与（6月1日在任者）	50,000円
冬期賞与（12月1日在任者）	50,000円
期末賞与（3月1日在任者）	50,000円